

単元未満株式（100株未満株式）をご所有の株主様へ

当社の売買単位である単元株式数（100株）に満たない株式（単元未満株式）につきましては、証券市場で売買ができず、また株主総会での議決権が付与されないなどの制約があります。

当社ではこのようなご不便を解消するために、単元未満株式の「買取」、「買増」(※1)を当社に請求できる制度を実施しておりますが、単元未満株式が管理されている口座によりお問合せ先が異なりますので、次にご案内申し上げます。

証券会社の口座で管理されている場合	特別口座(※2)で管理されている場合
【お取引の証券会社】 口座を開設されている各証券会社	【特別口座の口座管理機関】 三井住友信託銀行(株)証券代行部  0120-782-031

(※1) 買取制度・・・ご所有の単元未満株式を当社に買取よう請求できる制度。

買増制度・・・ご所有の単元未満株式を1単元（100株）の株式にするために、必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度。

(※2) 特別口座・・・株券電子化以前に所有していた株券（証券会社の保護預かりを利用していた株券を除く）や登録株式は、発行会社により信託銀行の証券代行部等の証券代行会社に開設される「特別口座」において管理されています。

「特別口座」では譲与・譲渡手続きができません。売買するには証券会社に口座を開設された上、株式を移管する手続きが必要となります。